

1 利用料金

① 基本料金（予防給付型通所サービス費）

区分	要支援度	基本単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1ヶ月のご利用が4回を超えない場合	事業対象者 要支援1	1回につき 436単位	1回につき 436円	1回につき 872円	1回につき 1,308円
		1月につき 1,798単位	1月につき 1,798円	1月につき 3,596円	1月につき 5,394円
1ヶ月のご利用が8回を超えない場合	事業対象者 要支援2	1回につき 447単位	1回につき 447円	1回につき 894円	1回につき 1,341円
		1月につき 3,621単位	1月につき 3,621円	1月につき 7,242円	1月につき 10,863円

② 加算・減算料金

※ 下記の項目が対象の場合、上記金額に加算・減算されます。

加算・減算項目	算定回数等	基本 単位	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）1 (勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上)	1月につき (事業対象・要支援1)	88	88円	176円	264円
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）2 (勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上)	1月につき (事業対象・要支援2)	176	176円	352円	528円
・送迎未実施減算 (事業所が送迎を行わない場合に減算)	送迎1回につき (片道)	-47	-47円	-94円	-141円

③ 介護職員等処遇改善加算

※ 介護現場で働く職員の環境や賃金の改善を図るために創設された加算です。上記①と②で該当する算定科目の合計単位数に定められた割合分が加算されます。

加算項目	加算単位	算定回数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 9.2%	1月あたり	左記の1割	左記の2割	左記の3割

④ 食費

1食700円

⑤ 社会福祉法人による軽減（社会福祉法人等による利用者負担軽減制度対象者）

対象者	老齢福祉年金受給者	住民税非課税世帯で預貯金350万円以下、 親族に扶養されていない、など
軽減割合	利用者負担額、食費の 50%減額	利用者負担額、食費の 25%減額

※ 利用者負担段階が第2段階の方はこの制度の対象外です。この場合、下関市が実施する高額介護サービス費の支給による軽減が適用されるので、不明な点は下関市にお問い合わせ下さい。

⑥ その他の利用料

項目	内容	
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動等の材料費等	実費相当額
理美容代	理容・美容サービス料（外部委託）	2,200円/回 (丸刈り1,650円)
通常の送迎の実施地域を 越えて行う送迎	通常の送迎の実施地域、下関市豊浦町、及び吉見支所、安岡支所、 川中支所管内を越えて送迎を行う場合 通常送迎区域を越えてから5キロメートルまで 500円 以降 1キロメートルごとに 100円加算	

2 非常災害対策担当者（防火管理者）

災害対策に関する担当者	特別養護老人ホーム豊寿苑 施設長 柴田 浩之
-------------	------------------------

3 個人情報の保護に関する責任者

個人情報の保護に関する責任者	管理者 中野 剛
----------------	----------

4 サービス提供に関する相談、苦情について

苦情解決責任者	特別養護老人ホーム豊寿苑 施設長 柴田 浩之
苦情受付担当者	管理者 中野 剛
第三者委員	網田 道雄 連絡先：豊浦町吉永 TEL 083-772-3834 森脇 宏 連絡先：豊浦町小串 TEL 083-772-2785 窪田 都田恵 連絡先：豊浦町黒井 TEL 083-772-2474
市町村の窓口	名 称 下関市福祉部介護保険課事業者係 所 在 地 下関市南部町1番1号 電話番号 083-231-1371 (f a x 083-231-2743) 受付時間 9:00~17:15 (土日祝は休み)
公的団体の窓口	名 称 山口県国民健康保険団体連合会 所 在 地 山口市朝田1980番地7 国保会館 電話番号 083-995-1010 (f a x 083-934-3665) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み) 名 称 福祉サービス運営適正化委員会（県社協内） 所 在 地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 電話番号 083-924-2837 (f a x 083-924-2793) 受付時間 8:30~17:00 (土日祝は休み)

5 虐待の防止に関する責任者及び担当者

虐待防止責任者	特別養護老人ホーム豊寿苑 施設長 柴田 浩之
虐待防止担当者	管理者 中野 剛